

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 32(オ)791	原審裁判所名	仙台高等裁判所
事件名	賃借権存在確認請求	原審事件番号	
裁判年月日	昭和 35 年 7 月 8 日	原審裁判年月日	昭和 32 年 4 月 22 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 14 卷 9 号 1731 頁		

判示事項	農地賃貸借の法定更新と賃貸期間。
裁判要旨	農地の賃貸借が農地法第一九条により更新されたときは、以後期間の定めのない賃貸借として存続するものと解すべきである。

全 文	
主 文	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。
理 由	上告代理人鈴木右平の上告理由第一点について。 農地の賃貸借について、期間の定がある場合において、農地法一九条の規定によつて賃貸借が更新されたときは、爾后、その賃貸借は期間の定のない賃貸借として存続するものと解すべきである。（借家法二条に関し当裁判所の判例一昭和二七、一、一八民集六卷一頁、昭和二八、三、六同七卷二六七頁参照）これと同旨の原判決は正当であつて論旨は理由がない。 同第二点について。 原判決が所論知事の許可を、その挙示の証拠により認定した事実関係にもとづき、本件更新された賃貸借について解約の許可のなされたものと解したのは正当であつて、論旨は理由がない。 よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 小谷勝重 裁判官 藤田八郎 裁判官 河村大助 裁判官 奥野健一)

※参考：判例タイムズ 108 号 42 頁、判例時報 235 号 19 頁